

## 保育所・認定こども園における職員配置基準の緩和について

## I 保育所

## 1 趣旨

保育所における保育は、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則であるが、待機児童対策を目的として保育の受け皿拡大を大幅に進めていることを受け、保育士の有効求人倍率が年々上昇するなど、県内の保育所等でも、保育士の確保に苦慮する状況が生じている。

このため、一定の場合に、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士に代えて配置することを認める保育士配置基準の緩和の特例（以下、「特例」という。）を、平成28年11月1日から平成30年度末までの間、兵庫県内（政令・中核市を除く。）で試行的に適用し、平成31年度以降も令和6年度末までの6年間延長してきた。

このたび、保育士不足等の現状を踏まえ、保育の質を確保するための措置を講じた上で令和6年度末までとしていた適用期間を令和9年度末までの3年間延長することとする。

## 2 特例の内容

## (1) 朝夕等、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が1名となる時間帯

基準第33条第2項ただし書の規定にかかわらず、保育士1名に加えて、次の①～③の者を、「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」として配置することを認める。（基準第94条）

- ① 保育所又は認定こども園において常勤で1年以上保育業務に従事した者
- ② 家庭的保育者
- ③ 子育て支援員研修のうち地域保育コース（地域型保育）を修了した者

## (2) 1日につき8時間を超えて開所している保育所

認可の際に必要な保育士数を上回って確保している保育士がいる場合にあっては、基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定について、追加的に確保している保育士数の範囲内で、(1) ①から③の者を、保育士とみなすことができることとする。

（基準第96条）

なお、この特例を適用する場合であっても、保育士資格を有する者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。）を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならない。（基準第97条関係）

## 3 特例を利用する場合の知事への報告

特例を適用する事業者（公立の場合は市町長）は、児童福祉法第46条に基づく報告徴収として、県知事に利用開始の報告を行うこととする。

また、既に特例を利用している場合で、特例の利用期間を延長する場合、特例対象の職員を変更する場合及び特例の利用を終了する場合も同様とする。

## (1) 報告時期

特例の利用（職員の変更、終了）前とする。

## (2) 報告書類

所定の様式による。

## (3) 報告方法

市町を経由して所管の健康福祉事務所監査指導担当課にデータ（別紙様式1-1～3）を提出

#### 4 特例の利用が認められない場合

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する保育所は、特例を利用することはできない。

- (1) 過去3年間の指導監査において、知事から勧告や改善命令、文書指摘（職員配置の不備に係るものに限る。）を受けている保育所。
- (2) 新たに開設した年度及び開設後に未だ指導監査を受けていない保育所。

#### 5 特例を利用できる期間

令和10年3月31日まで。

令和10年度以降の対応については、令和9年度に特例の利用状況等について検証を行った上で判断する。

#### 6 その他

- (1) 保育士に代えて配置する「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」については、可能な限り保育士資格取得に努めることとするほか、保育技能向上のための研修を受講させるよう事業所において取り組むこと。

取組状況については、毎年提出の自己チェックリストにより報告し、指導監査で確認・指導の対象とする。

また、特例の利用状況等について検証を行うため、利用施設に対して照会等を行うことがあるため、配置した際の職員の一覧やシフトの状況等を確認できるよう記録を作成・保管しておくこと。

- (2) 以下に記載の特例については別に定めがあることから、適切に対応すること。

なお、特例の利用にあたっては、次のアからウに留意すること。

○基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭（以下、幼稚園教諭等とする）免許状を有する者を保育士とみなすことができる（基準第95条）。

ア 幼稚園教諭等が保育することができる児童の年齢については、幼稚園教諭については3歳児以上、小学校教諭については5歳児を中心に保育することが望ましい。

イ 保育に従事したことがない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする。

ウ 各時間帯において必要となる保育士数の3分の1以内であること（基準第97条関係）。

## II 認定こども園

### 1 趣旨

認定こども園における保育は、専門的知識と技術を有する保育士資格を有する者が行うことが原則であるが、待機児童対策を目的として保育の受け皿拡大を大幅に進めていることを受け、保育士の有効求人倍率が年々上昇するなど、県内の保育所等でも、保育士の確保に苦勞する状況が生じている。

このため、一定の場合（※）に、都道府県知事が保育教諭、もしくは幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者（以下、「保育教諭等」という。）と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育教諭等に代えて配置することを認める、園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下、「職員」という。）の配置基準の緩和の特例（以下「特例」という。）の兵庫県における適用を平成28年11月1日から平成30年度末までの間試行的に開始し、平成31年度以降も令和6年度末までの6年間延長としてきた。

このたび、保育士不足等の現状を踏まえ、保育の質を確保するための措置を講じた上で令和6年度末までとしていた適用期間を、令和9年度末まで延長することとする。

※幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号、以下、「命令」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号、以下、「告示」という。）で定める場合（下記3のとおり）

## 2 特例の対象となる職員

### (1) 幼保連携型認定こども園

副園長（幼稚園教諭免許状及び保育士資格を有する者に限る。）、教頭（同左）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師

### (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者

## 3 特例の内容

### (1) 朝夕等、園児の人数に応じて必要となる対象職員数が1名となる時間帯

命令第5条第3項本文もしくは告示第3の1、2及び4の規定にかかわらず、職員1名に加えて、次の①～③の者を、「知事が保育教諭等と同等の知識及び経験を有すると認める者」として配置することを認める。（命令附則第5条、告示附則第3項）

- ① 保育所又は認定こども園において常勤で1年以上保育業務に従事した者
- ② 家庭的保育者
- ③ 子育て支援員研修のうち地域保育コース（地域型保育）を修了した者

### (2) 1日につき8時間を超えて開所している認定こども園

必要となる職員に加えて教育及び保育に直接従事する職員を確保している場合にあっては、以下の要件を満たすことで、(1) ①から③の者を、知事が保育教諭等とみなすことができることとする。（命令附則第7条、告示附則第6項）

- ① 追加的に確保している職員の数から、命令第5条第3項の表備考第1号もしくは告示第3の1、2及び4に規定する職員の数を差し引いた数の範囲内
- ② 補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事できない。
- ③ 各時間帯において必要となる職員の数の3分の1以内\*としなければならない（命令附則第8条、告示附則第7項）。

## ※ 「3分の1以内」について

### 【幼保連携型認定こども園】

命令附則第6条に基づき職員に代えることができる者  
同附則第7条に基づき知事が保育教諭とみなした者

左記の総数が、必要となる職員数の3分の1以内

### 【幼保連携型認定こども園以外の認定こども園】

告示附則第4項に基づき保育士資格を有する者に代えることができる者  
同附則第5項に基づき幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者に代えることができる者  
同附則第6項に基づき幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者とみなした者

左記の総数が、必要となる職員数の3分の1以内

#### 4 特例を利用する場合の知事への報告

特例を利用する事業者（公立の場合は市町長）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 19 条・第 30 条第 2 項に基づく報告徴収として、県知事に利用開始の報告を行うこととする。

また、既に特例を利用している場合で、特例利用期間の延長、特例対象の職員を変更する場合及び特例の利用を終了する場合も同様とする。

(1) 報告時期

特例の利用（職員の変更、終了）前とする。

(2) 報告書類

所定の様式による。

(3) 報告方法

- ① 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、特定認可外保育施設型認定こども園市町を經由して所管の健康福祉事務所監査指導担当課にデータ（別紙様式 2-1～3）を提出
- ② 幼稚園型認定こども園市町を經由してこども政策課にデータ（別紙 2-1～3）を提出

#### 5 特例の利用が認められない場合

次の（1）から（3）のいずれかに該当する園は、特例を利用することはできない。

- (1) 過去 3 年間（認定こども園への移行前も含む）の指導監査において、知事から勧告や改善命令、文書指摘（職員配置の不備に係るものに限る。）を受けている場合
- (2) 新たに開設した年度又は開設後未だ指導監査を受けていない場合
- (3) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において特例対象の職員を配置することにより、本来の保育所又は幼稚園の認可基準、認可外保育施設指導監督基準を満たさなくなる場合

#### 6 特例を利用できる期間

令和 10 年 3 月 31 日まで。

令和 10 年度以降の対応については、令和 9 年度に特例の利用状況等について検証を行った上で判断する。

#### 7 その他

- (1) 保育教諭等に代えて配置する「知事が保育教諭等と同等の知識及び経験を有すると認める者」については、可能な限り幼稚園教諭免許状及び保育士資格取得に努めることとするほか、保育技能向上のための研修を受講させるよう事業者において取り組むこと。  
取組状況については、毎年提出の自己チェックリストにより報告し、指導監査で確認・指導の対象とする。

また、特例の利用状況等について検証を行うため、利用施設に対して照会等を行うことがあるため、配置した際の職員の一覧やシフトの状況等を確認できるよう記録を作成・補完しておくこと。

- (2) 以下に記載の①から③の特例については平成 28 年 4 月 1 日付け命令及び告示により既に適用済みであることから、適切に対応すること。

なお、特例の利用にあたっては、次のアからウに留意すること。

ア 教育課程に基づく教育従事者としては配置できない。

イ 既に主幹養護教諭、養護教諭として従事する者は除く。

- ウ 各時間帯において必要となる職員数の3分の1以内であること（4（2）③と同様）。
- ① 職員を、小学校教諭又は養護教諭免許状を有する者に代替可（命令附則第6条）
  - ② 告示第3の1及び4により配置すべき保育士資格を有する者を、幼稚園教諭又は小学校教諭、養護教諭免許状を有する者に代替可（告示附則第4項）
  - ③ 告示第3の1及び4により配置すべき幼稚園の教員免許状又は保育士資格を有する者を、小学校教諭又は養護教諭免許状を有する者に代替可（告示附則第4項）